

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所」を削り、「独立行政法人林木育種セン

「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を加える。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令
(昭和三十五年政令第二百九十一号)別表第
二

二 第二章 二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則

三 行令（昭和五十一年政令第115号）附則第一項第一号

三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第一条第一項の法人を定める政令

(平成十二年政令第五百五十六号) 第一号
(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行法の一部又は二)

第五条 プログラムの著作物に係る登録の特例による法律施行令の一部改正

関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号及び第十六号を次のよきに改め
る。

十五 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 十六 削除

(研究交流促進法施行令の一部改正)
**第六条 研究交流促進法施行令(昭和六十一年政
令第三百四十五号)の一部を次のように改定する。**

三月の「新日本」は、この問題を「政治的問題」として扱つてゐる。

別表の七の項第七号から第九号までを次のように改める。

七から九まで 削除
(計量法施行令の一部改正)

第七条 計量法施行令（平成五年政令第三百一十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一号を次のよう改める
一 独立行政法人労働安全衛生総合研究所

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一
部又は二部)

第八条 大学等における技術に関する研究成果の
部改正)

民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次の二二二条とする。

よろしく改正する
別表第一第十八号及び第十九号を次のように
改めます。

改める
十八 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
十九 削除

行政法人」とあるのは、「独立行政法人のうち、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」(平成十八年法律第二十五号)以下「整備法」という。附則第八条第八項の規定により独立行政法人労働安全衛生総合研究所と、当該中期目標の期間の次の「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」とされるのは、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」(次条第一項において「産業医学総合研究所」という)については、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」と、当該中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日とあるのは、「同年六月三十日」と、同令第六条第一項中「独立行政法人」とあるのは、「独立行政法人のうち、産業医学総合研究所については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所」と、当該期間最後の事業年度の六月三十日とあるのは、「平成十八年六月三十日」と、同令第七条中「期間最後の事業年度の六月三十日」とあるのは、「平成十八年七月十日」と、同令別表独立行政法人産業医学総合研究所の項中「独立行政法人産業医学総合研究所法」とあるのは、「整備法附則第八条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧独立行政法人産業医学総合研究所法」とする。

(産業医学総合研究所の解散の登記の嘱託等)

第十六条 整備法附則第八条第一項の規定により産業医学総合研究所が解散したときは、厚生労働大臣は、遲滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

(独立行政法人労働安全衛生総合研究所が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第十七条 整備法附則第九条第一項の評価委員は、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一 財務省の職員	一人	
二 厚生労働省の職員	一人	
三 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の役員	(平成十八年三月三十一日までの間は、産業医学総合研究所の役員)	一人
四 学識経験のある者	一人	